

標 題:

IACSメンバー協会が実施するイニシアティブ

NKテクニカル インフォメーション

No.: 181

Date: 平成8年4月15日

既にご存知のことと存じますが、昨年6月IACS（国際船級協会連合）において、下記の7つのイニシアティブが採択されました。これは各国の海運界、造船界、保険業界などからのIACSに対する強い要望を背景にして、海上の安全強化のために中心的役割を果たすべきIACS自身が、その安全基準を高めることを目的として全メンバー協会が同時に実施するものです。本会もこれに基づき、規則改正を含んで、次の7つのイニシアティブ実施のための対応を採っております。

1. 転級手続き
2. 船級及び条約情報の開示
3. 船級停止の手順
4. 囑託検査員の雇用及び監督の手順
5. 検査員の活動の監視手順
6. 検査員の資格及び研修の手順
7. ポートステートコントロールへの対応

これらのイニシアティブのうち、第4項以下は、私ども協会の内部に於ける検査員の管理強化その他の手順に関することなどでありますので、これらの説明は省略致しまして、ここでは関係各位に直接関係のあると考えられます第1、2及び3項についてのご紹介とともに、これらの事項に対する本会の対応をご説明致しますので、皆様にご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。ご参考としまして上記1ないし3項のテキストの仮訳文を末尾に添付致しました。

1. 転級手続き

<概要>

船級協会から要求された必要な検査や改善処置の勧告を単に逃れるための転級を防ぐため、IACSにおいて、既に実施されている転級手続きに関する協定（Transfer of Class Agreement (T O C A)）を見直したものである。船舶は未処置の指定事項または船級維持条件の処置が完了したことを、転級前の船級協会が確認した後でなければ、転級先の船級協会に登録できないことを明確化した。

<本会の対応>

従前から本会は、船主及び両船級協会間の情報交換の時期、範囲を含む詳細な転級手続きの手順を定めておりますが、1995年7月1日より本改正案に沿って、この手順に修正を加えております。

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千代田

TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524

2. 船級及び条約情報の開示

<概要>

船主、政府及び保険業界へのサーベイスステータスその他の情報の公開、その範囲及び方法などが定められた。

<本会の対応>

本会はこれに基づき、規則「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」の一部を次のとおり改正しました。

機密保持

本会に提供されたすべての文書及び情報は機密のものであり、当該文書又は情報を提供した者が事前に同意した場合を除き、提供された目的以外の目的のためには開示しない。

本会検査員が実施した検査結果についても上記と同様の取扱とする。

但し、文書、情報又は検査結果の内容又は写しは、裁判所からの命令、訴訟手続き又は船籍国及び寄港国の要請がある場合には開示する。又、船級証書及び条約証書の有効期間の満了日並びに指定期日を過ぎた指定事項は、P&Iクラブ及び船舶保険業者から保険の目的で要請された場合に開示する。（定期的検査の指定日を含め、本会の Register of Shipsに記載されている情報は、公開情報であり、機密保持の対象ではない。）

情報の開示の範囲について補足説明致しますと、寄港国政府へ公開する情報は、ポートステートコントロールの検査官が本船上で臨検の際、提出を要求する内容と同一です。保険会社へ公開される情報に関しては、定期検査や船底検査等の実施完了日は Register of Ships（レジスターブック）に掲載されているものでありますし、船級維持条件または指定事項及び法定指定事項の公開については、期限を過ぎた検査項目を除いて、船主の了解または保険の契約上の特別条項の下に公開されます。期限を過ぎた検査項目の公開は、船級協会が要求した指定事項を期日までに完了したことを確認することが、最近、保険上の目的で船体保険条項の下で強化された動きに、準ずるものです。

3. 船級停止の手順

<概要>

定期的検査及び指定事項の期限切れの場合の自動的船級停止についての統一的处理が次のとおり定められた。

- ・定期検査が指定期日までに完了していない場合は、船級は自動的に停止される。特別な事情の有る場合は、船級協会により定期検査の完了を3ヶ月まで延期することができる。
- ・年次検査が指定期日の前後3ヶ月以内に完了していない場合、船級は自動的に停止される。
- ・指定事項及び船級維持条件について指定期日までに処置が完了していない場合、船級は自動的に停止される。

- ・船級は、該当する検査あるいは処置が完了され次第回復されるが、当該船舶は船級停止の日から船級回復の日まで船級は維持されなかったものとして扱われる。

<本会の対応>

これに従い本会は船級証書の有効期間を外国籍船については5年、日本籍船は4年と定め、証書を次のとおり取り扱うことと致しました。

定期検査を受け、これに合格した船舶に対しては新しい書式の船級証書が発行され、新船級証書が発行されるまで、5ヶ月間有効の仮船級証書が発行されます。中間検査または年次検査を受け、これに合格した船舶に対しては船級証書を裏書きします。

なお、上記裏書きが期日までになされない場合及び船級証書の有効期限が切れた場合、船級は自動的に停止され、その旨船舶所有者に通知がされます。

新しい船級証書及び仮船級証書は添付サンプルのとおりのものであります。新規あるいは更新時の船級証書及び仮船級証書の証書発行のための手数料は、請求致しません。

本取り扱いは、本会登録規則に取り入れられ、1996年1月1日より実施されています。

もしご不明な点がございましたら、弊会管理部宛に書面でお問い合わせ下さい。

以 上



日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

IMO Number
IMO 番号

CERTIFICATE OF CLASSIFICATION

船 級 証 書

Ship's Name
船名

Classification Number
船級番号

Registered Gross Tonnage
登録総トン数

Official Number
船舶番号

Moulded Dimensions; Length
主要寸法 長さ

Breadth
幅

Depth
深さ

Owner
所有者

Port of
Registry
船籍港

Flag
国籍

When Built
製造年月

Builders, Where Built
製造者、製造地

Main Propulsion Machinery; Description
主推進機関 種類

Number
数

THIS IS TO CERTIFY THAT the above ship having been surveyed for classification on _____ and found to be in compliance with the Society's Rules and Regulations has been assigned a class and entered in the Classification Register with the undermentioned Classification Character(s).

上記船舶は、本会の規則に基づいて _____ 年 _____ 月 _____ 日 船級登録のための検査を受け、規則に適合したと認められた。よって、上記船舶に船級を付与し、下記の符号を以って本会の船級登録原簿に登録したことを証明する。

Classification
Character(s)
船級符号

This Certificate is valid until _____
compliance with the Society's Rules and Regulations.

subject to continued

本証書は、上記船舶が本会の規則に適合していることを条件として

_____ 年 _____ 月 _____ 日迄有効である、

Date of Issue
発行日

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

Place of Issue
発行場所

Tokyo
東京

Place:

Date:

Signed: _____

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Place:

Date:

Signed: _____

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Place:

Date:

Signed: _____

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Place:

Date:

Signed: _____

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Place:

Date:

Signed: _____

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Special Survey _____ has been completed and the validity of this certificate is,
in accordance with the Regulations for the Classification and Registry of Ships, extended
until _____

Place:

Date:

Signed: _____

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

The classification certificate shall become invalid and the ship's classification is automatically withdrawn/suspended if the annual survey is not completed within the prescribed time period and the classification certificate is not validly endorsed by the Surveyor for maintenance of class in accordance with the Rules.



日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

IMO Number
IMO 番号

PROVISIONAL
CERTIFICATE OF CLASSIFICATION
仮 船 級 証 書

Ship's Name
船名

Classification Number
船級番号

Registered Gross Tonnage
登録総トン数

Official Number
船舶番号

Owner
所有者

Port of
Registry
船籍港

Flag
国籍

When Built
製造年月

Builders, Where Built
製造者、製造地

THIS IS TO CERTIFY THAT the above ship having been surveyed for classification on _____ in accordance with the Society's Rules and Regulations and reported by the Surveyors to be fit for classification, has been entered provisionally in the Classification Register with the under-mentioned Classification Character(s).

上記船舶は、本会の規則に基づいて 年 月 日 船級登録のための検査を受け、検査員により現状良好の旨報告せられた。よって、下記の符号を以って本会の船級登録原簿に仮に登録したことを証明する。

Classification
Character(s):
船級符号

This Certificate is valid until _____ subject to continued compliance with the Society's Rules and Regulations. However, the certificate shall become invalid upon issuance of the CERTIFICATE OF CLASSIFICATION.

本証書は、上記船舶が本会の規則に適合していることを条件として 年 月 日迄有効である。ただし、船級証書が発行されたときは、効力を失う。

Date of Issue
発行日

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

Place of Issue
発行場所

Classification Number _____

The certificate to which this "Addendum to Classification Certificate" is attached is valid until
in accordance with the Regulations for the Classification and Registry
of Ships as amended on 1 January 1996.

Endorsement for Annual and Intermediate Surveys

Place:

Date:

Signed: _____

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Place:

Date:

Signed: _____

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Place:

Date:

Signed: _____

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Place:

Date:

Signed: _____

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Place:

Date:

Signed: _____

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Special Survey _____ has been completed and the validity of this certificate is,
in accordance with the Regulations for the Classification and Registry of Ships, extended
until _____

Place:

Date:

Signed: _____

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

The classification certificate shall become invalid and the ship's classification is automatically withdrawn/suspended
if the annual survey is not completed within the prescribed time period and the classification certificate is not validly
endorsed by the Surveyor for maintenance of class in accordance with the Rules.

IACSメンバー協会が実施する新しい共同イニシアティブ

1. 転級に関するアグリーメント (TRANSFER OF CLASS AGREEMENT (TOCA))

1.1 IACS Procedural Requirement No.1 “転級” の改正が検討され、採択された。

1.2 本手順はできるだけ早急に、おそくとも1995年7月1日までに実施する。

IACS Procedural Requirement No.1 転級と船級の現状の変更の通告 (Rev.5, 1995年)

A : 一般要件

以下の一般要件は、内航(inland waterway) 船を除く全てのタイプの100GT以上の船舶（自力推進であるかないにかかわらず、また航行区域の限定の有無にかかわらず）があるIACSメンバー協会(presentまたはlosing Society)から他のIACSメンバー協会(receivingまたはgaining Society)に転級する場合、また以前に船級登録が抹消された船舶が再登録される場合、及び他のIACSメンバー協会への転級以外の理由により船級が抹消される場合に適用する。

1. IACSメンバー協会が船主から現存船の船級登録を依頼された場合、新協会(gaining Society)は、直ちに船主に対し、短期船級証書(Interim Certificate of Class)は、指定期日をすぎた検査がすべて申し分なく完了し、同船舶に対し付されていた指定期日を過ぎたすべての指定事項(recommendations)あるいは船級維持条件(conditions of class)が、現協会(losing Society)が船主に対し指定したとおりに完了した後に発行される旨、通知する。

2. 船級登録申請の受領後2営業日以内に、新協会は、この転級申請について現協会へ通知する。

3. 船主が現協会に転級の意志表明をした場合は、同協会は直ちに未払い金額と併せて、指定期日を過ぎた検査及び未処置の船級維持条件について船主に確認を求める。

4. 短期船級証書発行に先立って、新協会は次の書類を入手する。

i) 船主から、新協会が現協会から船級の現状(classification status)を入手できる権限を与える旨を記した承諾を含む転級申請書。

ii) 現協会の本部から、船級検査の現状(classification survey status)。

5. 現協会の本部は依頼を受けた後2営業日以内に、指定期日を過ぎた検査（当該船舶に対し付された指定事項及び船級維持条件（それぞれの指定期日も記す）の全項目）を完了し、同協会からの最新の船級の詳細情報を新協会にFAXする。受領した船級情報に誤謬または不明瞭な点がある場合、現協会は新協会の依頼に応じて追加の詳細情報を提供する。

6. 短期船級証書とは、船級の最終確認に先立ち、船級検査報告書(classification report of the survey)が審査のため新協会の本部に提出される前に、既航を可能とするよう、船舶検査完了後直ちに発行される証書である。

- i) 新協会は、指定期日が過ぎた検査が申し分なく完了するまで、また、先に当該船舶に対し付された期限が過ぎた指定事項または船級維持条件が現協会により船舶に指定されたとおり完了するまでは、短期船級証書を発行してはならない。
- ii) 短期船級証書には、先に当該船舶に対し付された指定事項または船級維持条件がすべて現協会が指定したとおり期日までに完了することを条件に同証書が有効であることを明確に記すこと。
- iii) 新協会は、短期船級証書発行後1ヶ月以内に同証書の発行日を現協会に通知すると共に、指定期日を過ぎた検査、現協会により当該船舶に対し付された指定事項及び船級維持条件の処置を完了した日付、場所及び処置内容について確認する。
- iv) 現協会が当該船舶の指定事項及び船級維持条件を既に通知している場合は、新協会は短期船級証書の満了日より1ヶ月以内に、各指定事項及び船級維持条件を満たすため取ったまたは取る予定の処置の日付、場所及び処置内容の項目毎のリストを現協会に提供する。

7. 転級船の検査状況についての情報交換を確実にするため（特に未処置の検査要件がある場合）、新協会は転級完了時、IACS事務局と現協会に通知する。現協会は船級登録の抹消完了後、IACS事務局と新協会に通知する。

8. 船級の抹消及び以前に船級が抹消された船舶の再登録に関する情報についても、転級のデータベースが外部団体へ情報を提供するために使用できるよう、同情報は、前1～7項が適用されない場合でも、IACS事務局に通知する。

9. 1, 5, 6, 及び7項に述べられている新・現両協会の義務は、船舶が登録から抹消された後6ヶ月間持続する。

10. 事務局はすべての転級及び脱級の概要を記したリストを年2回作成する。同リストは部外秘扱いとする。

11. 現協会が、転級の処置に従って新協会より情報を受け取った際、その転級が前5または6項に定められた条件に従って行われていないと確信するに至った場合、現協会はその事実を新協会に通知し相違点の解決を試みるべきである。

12. 両協会間で解決されない相違点は、IACS QSCS手順書No.5 “苦情”に基づいて最終決定を求めるため事務局に通知する。

B : 技術要件

あるIACSメンバー協会より他のメンバー協会に転級の場合、次の最低技術要件を適用する。

1. 図面

船舶及び機関の主要部材寸法(main scantlings) 及び配置(arrangements)を示す図面が、変更の申請と併せて審査を受けるため船主より新協会に提出されるべきである。後出のC部に記された図面が船級の最終確認を得る為に必要である。

2. 検査

すべての検査が行われたことを示す記録がある場合にも、新協会は船齢と現協会の classification status に基づく検査を実施する。検査の範囲は次のとおりである。

2.1 船体検査

- i) 船齢5年未満の船舶については、検査は年次検査(Annual Survey)と同等のものとする。
- ii) 加えて、船齢5年以上10年未満の船舶については、検査は代表的なバラストスペースの検査を含む。
- iii) 加えて、船齢10年以上の船舶については、検査はバルクキャリアーの代表的な貨物倉の検査、またタンカーの代表的な貨物タンクの検査を含む。
- iv) 現協会の規則に適合している旨記してある最新の船底検査(Drydocking Survey)の報告書は、新協会により受け入れられるべきである。

2.2 機関検査

すべての主要機器の一般現状検査を行う。これには下記の項目を含む。

- i) すべてのボイラー、エコノマイザー及び蒸気/蒸気発生機の安全弁が調節されていることを確認する。FO燃焼機器については作動状態で検査する。
- ii) すべての圧力容器が、提出された図面及び/あるいは証明書と同一物であることを確認する。
- iii) 絶縁抵抗、発電機用遮断機、優先遮断器及び発電機機関調速機を試験し、並列運転及び負荷分担ができることを確認する。
- iv) すべての場合において、航海燈及び表示器は作動状態で試験を行い、代替電源についても確認する。
- v) ビルジポンプ装置とFO燃焼装置を、非常用消火ポンプ及びFOタンク弁の遠隔閉鎖装置、FOポンプ、潤滑油ポンプ及び強制通風機とともに作動状態で検査・試験する。

- vi) 耐氷構造を有する船舶として登録されている場合は, recirculating 及び ice clearing 装置が規則の要件に適合していることを確認する。
- vii) 海上において船舶の運航に必要な主機関及びすべての補機関を, 主制御装置及び操舵装置とともに作動状態で試験する。非常操舵装置も試験する。長期間にわたり係船されていた船舶の場合は, 検査員の判断により短時間の海上試運転を行うことがある。
- viii) 始動装置を確認する。
- ix) 油タンカーの場合, 貨物油システム及び危険区域の電気機器が規則の要件に適合していることを確認する。本質防爆形電気機器が設置されている場合, 検査員はその機器が認定機関の承認品であることを確認する。イトーナガス装置の安全装置, 警報装置及び主要機器を確認し, 船舶に対し危険を及ぼすものでないことを確認するため機器全般の一般検査を行う。

C : 新協会が船級の最終登録を行う前に船主が提出すべき図面

1. 提出すべき図面

1.1 Main plans:

General Arrangement
Capacity Plan
Hydrostatic Curves
Loading Manual
Loading Instrument
Lightweight Distribution

1.2 Steel plans:

Midship Section
Outboard Profile/Profile and decks
Deck Plating
Shell Expansion
Transverse Bulkhead
Stern Frame
Rudder and Rudder Stock
Hatch Covers

1.3 Machinery plans:

Machinery Arrangement
必要であれば Main Engines
Crank-, Intermediate-, Thrust-and Screw Shafts
Propeller

Main Propulsion Gears and Clutch Systems

Boilers/Superheaters & Economisers

Bilge & Ballast Piping Diagram

Steam Piping

Wiring Diagram

Steering Gear Systems

2. Torsional Vibration Calculations

船齢2年未満の船舶については、Torsional Vibration 計算書を出す。

3. 耐氷構造符号(Ice Class Notation)を有する船舶に対する追加要件

Main propulsion line shafting, reduction gears, propeller and details of any clutch systemの図面を審査を受けるため提出する。

4. 油タンカーに要求される追加の図面

- ・船首及び船尾のポンプ装置図(pumping arrangements)及びコファードムとポンプ室の排水(drainage of cofferdams and pump rooms)
- ・タンク内及びデッキ上の貨物管の一般配置図

5. 自動化船付記符号(Unattended Machinery Space Notation) が付けられる船舶に対し要求される追加図面

- ・Description and/or block diagram of method of operation of the control system
- ・次の操作装置の系統図(line diagram of the control system for:)
 - main propelling machinery and essential auxiliaries
 - bilge level system
 - cargo pumping for tankers
 - boiler controls
 - fire detection
 - fire prevention, incl. details in way of fuel oil pressure pipes
 - overall alarm system, incl. test schedule

6. 注記

船籍国の要件によっては追加の情報が必要となることがある。

上記の資料の内、転級の時点で入手出来ないものについては、新協会はそれに代わる技術データを認めることがある。

2. 船級及び条約情報の公開

2.1 情報の種類

情報の種類は次のとおり。

決まりきった書類 (standing documentation)

船舶関連情報

新造船

就航船船級業務

就航船条約業務

その他の情報

2.2 情報の受け取り対象者

情報の受け取り対象者は次のとおり。

船主

船籍国

寄港国

保険会社

2.3 情報の公開

表は情報の公開に関し示し、表の下に注記は公開の条件を示す。

2.4 施行

必要な状態は、規則の改正と船主への通知を考慮し、1996年1月1日から実施する。

TRANSPARENCY OF SURVEY RECORDS/SYSTEMS
(Information available to:)

Information in Question	Owners	Flag State	Port State	Insurance Company*
1. Class Societies Standing Documents:				
* Rules and Guidelines (Class and statutory requirements)	1	1	1	1
* Instructions to Surveyors	1	1	1	1
* Quality Manual	1	1	1	1
* Register Book	1	1	1	1
2. Ship Related Information:				
A. New buildings				
* Approved Drawings	6	1		
* Formal Approval Letters	1			
* Certificates of Important Equipment	2			
B. Ships in Operation:				
* Class Services				
Data (month and year) of all Class Surveys	7	1	1	1
Expiry Date of Class Certificate	7	7 **	1	1
Certificates/Reports	7	1	6	5
Overdue Surveys	7	7 **	1	1
Text of Conditions of Class/Recommendations	7	1	1	5
Text of Overdue Conditions of Class/Recommendations	7	1	1	1
Executive Hull Summary	7	3	3	3
* Statutory Services				
Due Dates of Statutory Surveys	7	7 **	1	1
Expiry Date of Statutory Certificates	7	7 **	1	1
Registered Statutory Rec.	7	7 **	1	5 ***
Overdue Statutory Rec.	7	7 **	1	1 ***
3. Other Information:				
* Correspondence File with Yard and/or Owner	6	6		5 & 6
* Audit of Class Societies QA System	4	4	4	4
* Class Transfer Reporting	7	7	7	7
* Class Withdrawal Information	7	7	7	7

* Insurance Company means P&I Clubs and Hull Underwriters.

** If stated in Agreement.

*** Unless prevented by the agreement with the flag State.

KEY:

1. Available upon request.
2. At delivery of the ship by Shipyard.
3. Available under visit on board.
4. Result of audit available on request.
5. When accepted by Owners - or through special clause in insurance contract.
6. When accepted by Owner (Master) or Shipyard as applicable.
7. Automatically available.

3. 検査、船級維持条件及び未処置の指定事項がそれぞれの指定期日を過ぎた場合の検査等について

3.1 指定期日が過ぎた検査

- (i) 定期検査（更新検査）：指定期日（又は定期（更新）検査が完了する期日）の前（又は前日）までに検査完了に向けて臨検中ではない場合は、船主に対し、一年間有効の船級証書が発行される。船級証書有効期限日より船級が自動的に停止される旨を通知する。特約の事項がある場合は、船級協会は、当該船舶が臨検され立ち会いの検査員が指定事項を写する旨を、一回検査の完了（又は）検査の期日を越えない範囲で延期することができる。

船級は、当該検査が申し分なく完了され次第、回復される。同検査は本来の指定期日に行われたものとするが、当該船舶は船級停止の日から船級回復の日まで船級は維持されなかったものとする。

- ii) 年次検査：年次検査の指定期日の3ヶ月以内に年次検査が完了しておらず、また船級証書が有効に裏書きされていない場合は、船主に対し、船級証書が無効となること、また船級が自動的に停止される旨を通知する。

船級は、当該検査が申し分なく完了され次第、回復される。同検査は本来の指定期日に行われたものとするが、当該船舶は船級停止の日から船級回復の日まで船級は維持されなかったものとする。

3.2 指定期日を過ぎた指定事項及び船級維持条件

- i) 未処置の指定事項及び船級維持条件には、完了すべき期日を指定する。船主にはこれらの期日と期日までにその項目が処置されないかあるいは同意を得て延期されない場合は、当該船舶の船級の維持は困難であり船級停止の手続きを取る対象となる旨を通知する。

船級は、未処置の指定事項及び船級維持条件が申し分なく処置されたことが確認された後回復されるが、当該船舶は船級停止の日から船級回復の日まで船級は維持されなかったものとする。

3.3 一斉施行

本手順は必要な規則の改正及び船主への通知の期間を考慮し、1996年10月1日より一斉に実施する。
